ご遺族の方へ

伊勢原市



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

このパンフレットでは、ご遺族の方が届出をしなければならない市役所を中心とした手続きについて案内しています。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊勢原市

もくじ

手続きチェックシート …… p.2

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ …… p.3

1. 戸籍・住民登録 …… p.5
2. 外国籍の方の届出について …… p.7
3. 健康保険 …… p.8
4. 年金 …… p.9
5. 介護保険及び高齢福祉 …… p.9
6. 障がい福祉 …… p.10
7. 亡くなられた方に児童がいる場合 …… p.10
8. 税金関係 …… p.11
9. 住宅関係 …… p.12
10. その他 …… p.13
11. お問い合わせ窓口一覧 …… p.14
12. その他の主な手続き …… p.15

ご遺族メモ …… p.19

手続きチェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ
戸籍・住民登録	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	□はい □いいえ	p.6
	トイレは汲み取りを利用されていましたか?	□はい □いいえ	
外国籍	外国籍でしたか?	□はい □いいえ	p.7
健康保険	74歳以下の方で国民健康保険に加入していましたか?	□はい □いいえ	p.8
	75歳以上の方でしたか?	□はい □いいえ	
年金	国民年金を受給または、加入していましたか?	□はい □いいえ	p.9
介護保険	65歳以上の方でしたか?	□はい □いいえ	
	40~64歳で要介護認定を受けていましたか?	□はい □いいえ	
障がい福祉	障害者手帳をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	p.10
子育て	こども医療費助成の医療証をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
	児童手当を受けているご家庭でしたか?	□はい □いいえ	
	ひとり親家庭等医療証や養育医療券をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
税金	市税（市・県民税や固定資産税）等の納税の手続きが必要ですか?	□はい □いいえ	p.11 p.12
	口座振替を利用されていましたか?	□はい □いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
その他	市営・県営住宅に入居していましたか?	□はい □いいえ	p.12 p.13
	会社員でしたか?	□はい □いいえ	p.15
	個人事業主でしたか?	□はい □いいえ	p.16

身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続き	○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 （17～18ページ参照） ○公共料金等の手続き（13ページ参照） ○年金関係の手続き（9ページ参照） ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等	
税金	○口座振替廃止・変更（11ページ参照）	○所得税の準確定申告（18ページ参照）

1年以内	10か月以内
○一周忌	
○遺留分侵害額請求	○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議（17ページ参照）
	○相続税の申告・納付（18ページ参照）

伊勢原市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、14ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ～〉
必要な手続きの詳細について

〈14ページ〉
必要な手続きの窓口一覧

1.　戸籍・住民登録

◇死亡届の提出について

　届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

●届出地
　➢死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

●届出人
　➢親族
　➢同居者
　➢死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
　➢成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者
　（登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です）

●持ち物
　➢死亡届（右半面の死亡診断書もしくは死体検案書に、医師による証明のあるもの）1通
　➢火葬場使用料（秦野斎場を使う場合）

●伊勢原市に届出をする場合
【平日】市役所本庁舎1階戸籍住民課

【夜間及び休日】市役所本庁舎1階警備員室（宿日直員が対応します）
　夜間や休日に届出の場合、受付後すぐに内容の確認ができませんのでお預かり扱いになります。
　翌開庁日以降に担当職員が内容を確認し、不備がなければ受付日にさかのぼっての受理となり、死亡届を提出した日が戸籍に記載される「届出日」になります。

◇火葬許可申請・秦野斎場使用許可申請について

●受付時間
　平日　　8:30～17:00
　土日祝日　8:30～17:00（12:00～13:00までを除く）
※秦野斎場を使用する場合、斎場は友引の日が休みとなりますが、申込みは毎日受け付けています。
※受付時間外に来庁された場合は、死亡届を受付し、翌受付時間帯で埋火葬許可証・秦野斎場使用許可証を作成し、発行いたします。

（注）受付時間は変更になる可能性があります。ホームページまたは、電話で確認のうえ、ご来庁ください。

◇亡くなられた方が世帯主の場合

同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となる場合があります。

●届出人

➢亡くなられた方と同世帯の方

●持ち物

➢来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード等）

➢委任状（来庁者と亡くなられた方が同一世帯でない場合）

◇伊勢原市民カード、印鑑登録証、住民基本台帳カードを所有していた場合

法令上、返納義務はありません。死亡届によりカードは失効しますので、ハサミ等で裁断し破棄してください。

◇マイナンバーカード、通知カードについて

亡くなられた方のマイナンバーカード（通知カード）の返納義務はありませんが、死亡後の様々な請求でマイナンバーが必要となる場合がありますので、返納される場合は、各種手続きが終了されてからの返納をお願いします。ただし、死亡届によりマイナンバーカードは失効しています。

◇汲み取り式トイレの人数の変更・廃止が必要になった場合（浄化槽は除く）

●対象者

➢汲み取りを申込んでいる世帯で人数に変更があったとき

➢汲み取りの必要がなくなったとき

➢申請者または納入方法に変更があったとき

●持ち物

➢汲取伝票、清掃手数料領収書等の徴収番号がわかるものをご持参ください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

戸籍住民課　住民登録係

☎ 0463-94-4713

2.　外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局横浜支局または東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所に直接赴いて返納していただくか、郵送の場合は東京出入国在留管理局おだいば分室にお送りください。

返納先（直接持参）

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7
東京出入国在留管理局横浜支局
☎ 0570-045259

〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14
川崎西合同庁舎
東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所
☎ 044-965-0012

返納先（郵送先）

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11
東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室

※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。
（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。）

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

外国人在留総合インフォメーションセンター
☎ 0570-013904　e-mail：info-tokyo@i.moj.go.jp

東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所
☎ 044-965-0012

3.　健康保険

◇伊勢原市国民健康保険に加入していた場合

国民健康保険資格喪失届（伊勢原市に死亡届を提出した場合は不要）、資格確認書等の返納、葬祭費支給申請（葬儀を行った方）の手続きが必要になります。

●持ち物

- ➢亡くなられた方の資格確認書等
- ➢亡くなられた方の医療証等（限度額適用認定、特定疾病、障がい等）
- ➢葬祭執行者（喪主）及び葬祭日が確認できるもの（会葬礼状・葬儀社の領収書等）
- ➢葬祭執行者（喪主）名義の預金口座がわかるもの（預金通帳等）
- ➢葬祭執行者（喪主）の認印

◇後期高齢者医療制度に加入していた場合
（75歳以上または65～74歳で一定の障がいがあり加入していた方）

資格確認書等の返納、葬祭費の支給申請（葬儀を行った方）の手続きが必要になります。

●持ち物

- ➢亡くなられた方の資格確認書等
- ➢亡くなられた方の医療証等（限度額適用認定、特定疾病、障がい等）
- ➢葬祭執行者（喪主）及び葬祭日が確認できるもの（会葬礼状・葬儀社の領収書等）
- ➢葬祭執行者（喪主）名義の預金口座がわかるもの（預金通帳等）
- ➢葬祭執行者（喪主）の認印

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

【国民健康保険の場合】

保険年金課　国保係　☎ 0463-94-4728

【後期高齢者医療制度の場合】

保険年金課　後期高齢者医療係　☎ 0463-94-4521

4.　年金

◇国民年金に加入中または受給されている方が亡くなられた場合

死亡による年金の手続きにつきましては、加入している（加入していた）年金の制度により方法・手続きが異なります。どのような手続きが必要となるかは年金担当で確認をしますので、基礎年金番号のわかる書類等をご用意いただき、担当へご連絡または窓口で確認をお願いします。

◇厚生年金・共済年金・企業年金等に加入中または受給されている方が亡くなられた場合

年金加入中の場合は、基礎年金番号のわかる書類等をご用意いただき、会社等の年金担当へお問い合わせください。

厚生年金・共済年金受給中の場合は、基礎年金番号のわかる書類をご用意のうえ、お近くの年金事務所（平塚年金事務所（0463-22-1515）等）や加入していた共済組合へお問い合わせください。

企業年金等を受給中の場合は、年金支給はがき等に記載されている連絡先へお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

保険年金課　年金係

☎ 0463-94-4520

5.　介護保険及び高齢福祉

◇65 歳以上の方が亡くなられた場合

伊勢原市の介護保険の被保険者（65歳以上の方または、40~64歳で要介護認定を受けていた方）が亡くなられたときは、下記の手続きが必要となります。

- ●介護保険被保険者証の返納
- ●介護保険負担限度額認定証（＊発行されている方のみ）の返納
- ●介護保険負担割合証（＊発行されている方のみ）の返納
- ●緊急通報システム機材（＊利用されている方のみ）の返却

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

長寿介護課　介護保険係　☎ 0463-94-4722

※緊急通報システム機材について

長寿介護課　高齢者支援係　☎ 0463-94-4724

6.　障がい福祉

◇身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っていた場合

各種手帳の返納及び各種届出の手続きが必要となります。

●持ち物

➢身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

◇自立支援医療受給者証を持っていた場合

受給者証の返納手続きが必要となります。

●持ち物

➢受給者証

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

障がい福祉課　☎ 0463-94-4720・0463-94-4721

7.　亡くなられた方に児童がいる場合

◇お子様に関する手当を受けている方が亡くなられた場合

こども医療費助成、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等の手続きが必要な場合があります。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

こどもみらい課　子育て支援係　☎ 0463-94-4633

8.　税金関係

◇納税相談

未納税等の有無、納付方法などの納税相談を受け付けます。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
収納課　滞納整理係
☎ 0463-74-5489

◇市税・国民健康保険税の納税義務のある方が亡くなられた場合

税関係の通知先を設定する相続人代表者の届出の手続き（相続人代表者指定届出書）が必要となります。

※亡くなられた方に代わって徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を届け出るもので、相続権の決定や相続登記とは何ら関係ありません。

相続人代表者指定届出書は、指定した相続人代表者を含む相続人全員の承認が必要となります。ご不明点がございましたら、収納課収納管理係までお問い合わせください。

（郵送での手続きやホームページから書類のダウンロードができます。）

◇口座振替をされていた場合

亡くなられた方の口座から市税等を口座振替していた場合、口座振替廃止または口座変更等が必要となり、金融機関での手続きが必要です。

●持ち物

➢通帳

➢通帳印

➢納税通知書

※市内各金融機関に用意してあります「伊勢原市口座振替申し込み用紙」で廃止等の手続きができます。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
収納課　収納管理係　☎ 0463-74-5495

◇軽自動車税・自動車税等

オートバイ・軽自動車・普通自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、担当にお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車（農耕作業用等）・ミニカー
市民税課　諸税係　☎ 0463-74-5428

125ccを超えるオートバイ
神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所　☎ 050-5540-2038

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所　☎ 050-3816-3119

四輪の自動車（小型・普通）
神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所　☎ 050-5540-2038

9.　住宅関係

◇市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課にお問い合わせください。

●主な手続き

➢入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
→名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※

➢入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
→住宅を明渡す手続き

➢入居名義人の方以外が亡くなられた場合
→異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しになります

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
建築住宅課　住宅係　☎ 0463-94-4782

10.　その他

◇運転免許証

亡くなられた方が運転免許証またはマイナ免許証を保有されていた場合、返納（抹消）義務はありませんができる限り手続きをお勧めします。手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
伊勢原警察署　交通課　☎ 0463-94-0110

◇水道料金及び使用者名の変更

水道の使用者が亡くなられた場合につきましては、下記にお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
神奈川県営水道お客さまコールセンター　☎ 0570-005959（ナビダイヤル）
厚木水道営業所（厚木合同庁舎内）　☎ 046-224-1111（代表）

◇不動産を所有されている場合

亡くなられた方が土地や建物の不動産を所有している場合、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続による所有権移転登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。（令和6年4月1日から義務化されました。）
相続人または相続人から依頼を受けた司法書士は、相続登記に必要な書類を作成または取得し、法務局に提出することができます。

また、上記の期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に簡易に相続登記の申請義務を履行することができる「相続人申告登記」（戸籍等を法務局に提出して自分が相続人であることを申告する）制度があります。手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
横浜地方法務局　厚木支局　☎ 046-224-3163
神奈川県司法書士会　☎ 045-641-1372

◇県営住宅入居者が亡くなられた場合

県営住宅入居者が亡くなられた場合は、下記にお問い合わせください。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。
神奈川県県営住宅指定管理者（株）東急コミュニティー
本厚木サービスセンター　☎　046−297−0112

11.　お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署
p.5	戸籍・住民登録について	戸籍住民課
p.6	印鑑登録について	
	マイナンバーカードについて	
	トイレの汲み取りについて	
p.7	外国の方が亡くなられたときの在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）の返納先、郵送先について	〈返納先〉東京出入国在留管理局横浜支局または東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所
		〈郵送先〉東京出入国在留管理局　おだいば分室 東京都江東区青海2-7-11　東京港湾合同庁舎9階
p.7	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合	東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所 ☎ 044-965-0012
p.8	健康保険について	保険年金課
p.9	年金の手続きについて	平塚年金事務所　☎ 0463-22-1515
p.9	介護保険について	長寿介護課
p.9	高齢福祉について	
p.10	障がい福祉について	障がい福祉課
p.10	亡くなられた方に児童がいる場合	こどもみらい課
p.11	市税等の納付手続きについて	収納課
p.12	原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕作業用等） ミニカーについて	市民税課
p.12	軽三輪・軽四輪自動車について	軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所 ☎ 050-3816-3119
p.12	四輪の自動車（小型・普通） オートバイ（125cc超）について	神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2038
p.12	市営住宅の手続きについて	建築住宅課
p.13	県営住宅入居者が亡くなられた場合の手続きについて	神奈川県県営住宅指定管理者（株）東急コミュニティー 本厚木サービスセンター ☎　046−297−0112
p.13	自動車運転免許証について	伊勢原警察署交通課 ☎ 0463-94-0110
p.13	水道料金の名義変更等について	神奈川県企業庁厚木水道営業所（厚木合同庁舎内） ☎ 046-224-1111（代表）
p.13	相続による所有権移転登記について	横浜地方法務局　厚木支局　☎ 046-224-3163

12.　その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者だった方は、同時に健康保険の資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金の種別変更		故人の被扶養者だった方は 「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への種別変更の届出が必要です。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈手続き先〉 最寄りの年金事務所

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

個人事業主の「開業・廃業等届出書」を1か月以内に、伊勢原市役所市民税課と税務署、県税事務所にご提出ください。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先を確保し、その所在地・墓地（寺院）名を確認してください。

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。（伊勢原市の場合、改葬許可申請書に埋葬証明をもらいます。）

3 改葬許可証の受け取り

現在の墓地から、新しい埋葬先へ遺骨を移すための手続きです。

必要書類　・改葬許可申請書・受入先のわかる書類等・死亡者の戸籍抄本等

提出先（受取先）　現在の墓地のある市区町村に確認し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し

墓地の管理者に相談をしてから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこの石材店にするか決めておきます。

5 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉

伊勢原市　戸籍住民課

☎ 0463-94-4713

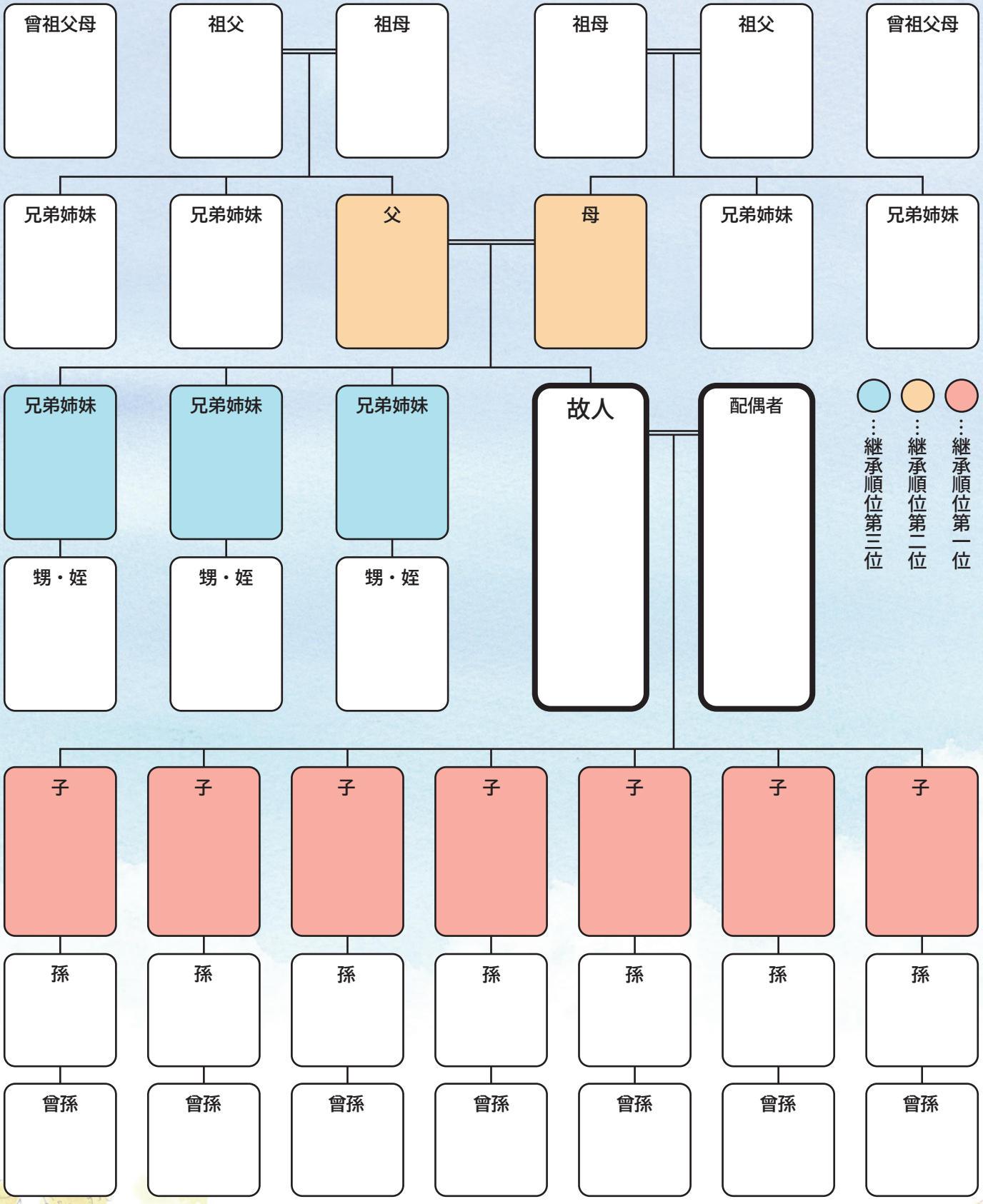
FAX:0463-90-1122

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☑	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☑	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☑	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☑	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☑	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☑	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☑	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☑	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図（3 親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

MEMO

MEMO

発　　行　伊勢原市
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2026年2月作成

